

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) リニア中央新幹線及び熱海土石流災害に係る事務を処理するため、本庁に静岡県理事（リニア中央新幹線・熱海土石流災害担当）を置くこととしました。（第62条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和4年5月18日から施行することとしました。